

懲戒処分の標準例・処分量定一覧

横浜市教育委員会

事 由		戒告	減給	停職	免職	
(1) 一般 服 務 関 係	ア 守秘義務違反 公務の運営に重大な支障を生じさせた。 具体的に命令又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠った場合					
	イ 個人情報の不当利用					
	ウ 勤務態度不良 公務の運営に重大な支障を生じさせた。					
	エ パソコン・インターネットの不正利用					
	オ 違法な政治的行為					
	カ 公職選挙法、政治資金規制法違反					
	キ 違法な職員団体活動					
	ク 営利企業等従事					
	ケ 欠勤(7日以内) 8日以上14日以内 15日以上					
	コ 休暇・職免の虚偽申請					
	サ 職場内秩序びん乱					
	シ 虚偽報告					
	ス (ア)パワー・ハラスメント ス (イ)その他のハラスメント					
	セ 収賄					
	ソ 供応					
	為とし(2) 不適切な 教育公務 員行	ア 学校における業務データ等の不適切な管理 ※ 学校における業務データ等の取扱いとは、教育委員会事務局において定められたルール等をいい、校長においては、学校組織としての対応を遵守しなかった場合にも同様に処分することとする。				
		イ 校外学習、部活動中の飲酒等の不適切行為				
	ウ 他教員等の明白な非違行為等を容認した場合					
	エ その他、教育公務員として不適切な指導を行った場合					
	オ 本市教育に対して、重大な信用失墜を与えた場合					
(3) 体 罰 等	ア 児童・生徒に体罰を行い負傷させた(精神的な後遺症を与えた場合も 処分歴有り)					
	イ 児童・生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない(精神的な苦痛を 与えた場合も含む) 処分歴有り					
	ウ 児童・生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った。 ※処分歴には、文書訓戒・厳重注意を含む。 ※傷害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。 ※侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。					
セ ク シ ャ ル わ い せ つ 行 為 及 び ト ビ 等	ア 児童・生徒に対する行為 身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした(未遂を セクシャル・ハラスメントをした)					
	イ 保護者に対する行為 身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした(未遂を セクシャル・ハラスメントをした)					
	ウ 児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為 法律・条例等に違反する行為をした(未遂を含む) セクシャル・ハラスメントをした					
	※ セクシャル・ハラスメントとは、職場の内外を問わず、また、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。 ※ 法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例等」、「神奈川県迷惑行為防止条例等」をいい、刑事事件になることを要しない。					

懲戒処分の標準例・処分量定一覧

横浜市教育委員会

事 由		戒告	減給	停職	免職	
(5) 公金・物品 取扱い関係	ア 横領・窃取・搾取					
	イ 紛失・盗難					
	ウ 物品損壊					
	故意又は重大な過失による。					
	エ 出火・爆発					
	故意又は重大な過失による。					
	オ 諸給与の違法支払・不適正受給					
	カ 不適切な事務処理					
	キ 公金及び物品等の処理不適正					
	※ 学校で取扱う部活動費、PTA会費などの準公金(『横浜市立学校準公金事務取扱マニュアル』)についても、公金の処分と同様に取扱うものとする。					
公(6) 非行 その他関係	ア 放火・殺人					
	イ 傷害					
	ウ 暴行・けんか					
	エ 器物損壊(故意の場合)					
	オ 横領					
	(ア) 自己の占有する他人の物を横領した					
	(イ) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した					
	カ 窃盗					
	キ 詐欺・恐喝					
	ク 賭博・ノミ行為					
賭場を開くなどの胴元としての行為をした。						
ケ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等						
(7) 交通事故 関係	ア (ア) 死亡					
	措置義務違反等がある場合					
	(イ) 重大な傷害					
	措置義務違反等がある場合					
	(ウ) 傷害(措置義務違反)					
	イ 物損	物損(重過失又は措置義務違反)				
	ウ 違反	重大な交通法規違反				
	エ (ア) 事故を起こした場合					
イ 飲酒運転						
ウ 飲酒運転の容認等						
※飲酒運転は原則として免職。 ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができる。						
(8) 監督責任関係						